

令和8年度合併処理浄化槽等の工事費を補助します

1 補助の対象となる処理施設

- ① 合併処理浄化槽（生活排水を処理する浄化槽）
BOD（生物化学的酸素要求量）の除去率が90%以上、放流水のBODが20 mg/ℓ以下のもので、全国浄化槽推進市町村協議会に登録されている処理対象人員が10人以下のもの
- ② 単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去費
既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を、合併処理浄化槽の設置に併せて撤去するもの。
- ③ 雨水貯留槽への転用工事費
既設の単独処理浄化槽を、合併処理浄化槽の設置に併せて雨水貯留槽に転用し再利用するもの。
- ④ 宅内配管工事費
既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合の宅内配管[※]の工事費。
宅内配管… 生活排水の合併処理浄化槽への流入管、道路側溝等または宅地内処理施設までの放流管、流入管及び放流管に接続する枡をいう。

2 補助の対象となる地域

次の(1)～(4)に該当しない地域

- (1) 公共下水道の処理区域
- (2) 公共下水道の予定処理区域（土地区画整理事業区域など）ただし、補助金の交付申請時に公共下水道の整備がおおむね10年以上見込まれない地域は①合併処理浄化槽②単独処理浄化槽またはくみとり槽の撤去費は、補助対象
- (3) 農業集落排水事業の採択区域。ただし、農業集落排水施設への接続が困難であると認められる場合は、①合併処理浄化槽②単独処理浄化槽またはくみとり槽の撤去費は、補助対象（西中根・東中根地区の一部）
- (4) 住宅団地内に専用の処理施設があり、そこで生活排水を処理している区域

3 補助対象者について

次の(A)または(B)のいずれかで、各要件を満たす者

- (A) 既設の単独処理浄化槽等の廃止に伴って合併処理浄化槽等を設置する者
 - (1) 浄化槽と接続する建築物の所有者または居住者もしくは使用者であること
 - (2) 建築基準法の確認を受けている、または浄化槽法の設置等の届出を行っていること
 - (3) 建築物の敷地を借りている場合は、敷地所有者の承諾を得ていること
- (B) 専用住宅^{※1}（販売・賃貸目的を除く）の新築に伴って合併処理浄化槽等を設置する者
 - (1) 専用住宅の所有者または居住者で、かつ、所有者と居住者が同一人又は親子であること
 - (2) 建築基準法の確認を受けている、又は浄化槽法の設置等の届出を行っていること
 - (3) 専用住宅の敷地を借りている場合は、敷地所有者の承諾を得ていること
 - (4) 汚水処理人口普及率向上につながる合併処理浄化槽の設置^{※2}、または災害により家屋、合併処理浄化槽または宅地内処理施設が被害を受けたことによるもの

※1 主として居住を目的とした自己用住宅〔店舗等を併設したもので住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上のものを含む〕

※2 表《補助対象について》参照

表《補助対象について》

| 現在の居住家屋 | 現在の居住家屋の汚水処理方法 | 条件 | 補助対象 |
|-------------------------|----------------|-------------------------|------|
| 市外在住 | | | ○ |
| 賃貸住宅, 借家 | | | ○ |
| 市内の戸建て住宅 | 公共下水道 | | ○ |
| | 合併処理浄化槽 | | × |
| | | 分家独立 ^{※1} | ○ |
| | 単独処理浄化槽 | | ○ |
| | | 下水道, 農業集落排水施設が整備されている地域 | × |
| | くみ取り槽 | | ○ |
| 下水道, 農業集落排水施設が整備されている地域 | | × | |

※1 同居者が増える等手狭になる理由により、世帯の一部のみが転居し、新築家屋に合併処理浄化槽を設置する場合

4 補助金額について

下表の基準額と対象経費に補助率をかけた算定額と比較して少ない方の額（1,000円未満切捨て）

| 区 分 | | 基 準 額 | 対 象 経 費 |
|-----------------|---------------------|----------|--------------------------------|
| 合併処理浄化槽 | 5人槽 | 332,000円 | 本体費及び設置工事費 |
| | 6人～7人槽 | 414,000円 | 本体費及び設置工事費 |
| | 8人～10人槽 | 548,000円 | 本体費及び設置工事費 |
| 単独処理浄化槽等の撤去, 転用 | 単独処理浄化槽の撤去工事 | 120,000円 | 撤去工事費, 処分運搬費, 処分費 |
| | くみ取り槽の撤去工事 | 90,000円 | |
| | 単独処理浄化槽の雨水貯留槽への転用工事 | 90,000円 | 材料費, 設置工事費 |
| 宅内配管工事 | | 300,000円 | 材料費, 設置工事費, 既存配管撤去工事費, 既存配管処分費 |

5 補助を受けるには

工事開始10日前までに補助金の交付申請をしてください。工事開始後の受付はできません。また、先着順で予算に達したときは終了となりますので、お早めに申請してください。

※行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3及び第19条により禁止されています。